

障害者の自宅サポート、地域格差 ヘルパー派遣時間など

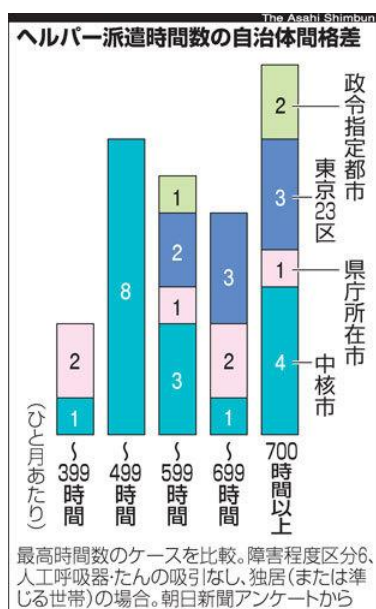
朝日新聞デジタル記事 2012年11月20日

[http://digital.asahi.com/articles/TKY201211190691.html?ref=comkiji\\_txt\\_end\\_s\\_kjid\\_TKY201211190691](http://digital.asahi.com/articles/TKY201211190691.html?ref=comkiji_txt_end_s_kjid_TKY201211190691)

・ 障害者の自宅サポート、地域格差 ヘルパー派遣時間など



🔍 ベッド暮らしの女性を困む家族ら。パソコンソフトと首の動きでつづった娘あての手紙には「お母さんは一番のみかた」とあった＝千葉県鎌ケ谷市



🔍 ヘルパー派遣時間数の自治体間格差

■ 重度訪問介護の足元: 上

【久永隆一】重い身体障害の人のもとにヘルパーを派遣する「重度訪問介護」は、障害者が住み慣れた家で暮らすうえで欠かせない制度だ。しかし、当事者を訪ねると、地域間格差という大きな問題が横たわっていた。



「宿題はやったの?」。千葉県鎌ヶ谷市に住む女性(39)は、ゲームに熱中する一人娘(9)をいつものように注意した。「声」は、特殊なコンピューターの音声だ。

女性は全身の筋肉がだんだん動かなくなる原因不明の難病「筋萎縮性側索硬化症」(ALS)。病気の進行で声が出ない。両手足も動かさず寝たきりだ。難病患者であり、重度の身体障害者でもある。

夫(40)と娘の家族3人の暮らしにはヘルパーが欠かせない。食事、排泄(はいせつ)、入浴。生活全般のサポートを受ける。人工呼吸器を使っていて特に大切なのは、たんの吸引。詰まると窒息する危険がある。夜間も専用の機器で吸い出してもらう。命を保つために、24時間だれかにそばにいてもらう必要がある。

診断は6年前。「娘の成長のために何が必要か」。夫婦は入院ではなく、一つ屋根の下での暮らしを選んだ。

初めは順調ではなかった。ヘルパーの派遣時間は住んでいる市に決定権がある。3年前の派遣は1カ月560時間。平日だけで使い切ってしまう量だった。土日に仕事が休みの夫は、介護と育児を掛け持ちした。

形の上で離婚したら、妻は独り身になり、派遣時間数が増えるかも知れない。そこまで考えた夫。「介護がしたくないわけがない。妻なんですから。でも、体がもたなかった」と振り返る。

同じ県内でも、ほかの市では毎日24時間(1カ月744時間)の利用者がいた。「なんでうちの市は?」。時間数に自治体間の格差を感じ、弁護士に頼んで市と交渉した。1年ほど前から土日も含め、毎日24時間の利用が認められた。「理解してくれた市には感謝している」と夫は言う。

同じ制度の利用者でも、十分な派遣を受けられない人もいる。

滋賀県内の女性(59)もALS患者。重度訪問介護を含め障害福祉サービスを月300時間使う。ヘルパーは平日の昼間だけ。平日の夜から翌朝と土日の介護は、6年余り、会社勤めの長女(32)が主にしてきた。

体力的な大変さもあり、長女は今年2月、仕事をやめた。介護職として再就職をめざす娘の将来を思い、女性は利用時間を増やしたいと考える。それにはヘルパーを派遣してくれる事業所が必要だが、県内を探しても見当たらない。「普通の人のように、娘にはまた働いてほしい。そう思うのは親心なの」

■千代田区と鳥取市で4倍差

朝日新聞は9月、全国の主要都市(政令指定市、中核市、県庁所在市、東京23区)の96自治体に、重度訪問介護でヘルパーを派遣したケースのうち、2011年度の最高時間数を尋ねた(有効回答82)。その結果からも、地域差がうかがえる。

千葉県鎌ヶ谷市の母親のように1カ月744時間以上の支給があったのは26.8%。内訳は指定市12、中核市5、県庁所在市2、東京23区3だった。

さらに、派遣時間が最高だったケースについて(1)利用者の障害程度、(2)介護家族の有無を尋ね、条件が重なる自治体ごとに比較した。

もっとも多くの自治体が該当したグループでは、1カ月あたりで304時間(鳥取市)から、複数のヘルパーを派遣する1155時間(千代田区)まで4倍近い開きがあった。鳥取市は「事業所が少なく、ヘルパーの人員も限られる。時間数を増やすのは難しい」と説明する。都市部の方が、支給時間数は長い傾向にあった。

介護事業所の数でも地域差がある。厚生労働省の統計によると、昨年9月時点で重度訪問介護の利用者がいた事業所数は全国で3795。都道府県別にみると、最多の東京は562。最少の富山と石川は2だった。

重度訪問介護に詳しい長岡健太郎弁護士(和歌山弁護士会)は「人間として、住み慣れた地域で生きることは保障されるべきだ」と語る。

地域差の背景には、重度障害者のヘルパー派遣に対する国の費用負担のあり方や、介護事業所に支給される報酬の低さがあると指摘する。



あすはこの背景を読み解きます。



〈重度訪問介護〉 障害者自立支援法による制度で、障害の程度を示す区分(6段階)のうち、最重度の6~4の人が対象。難病患者や脳性まひ、事故による脊髄(せきずい)損傷の人らが利用する。利用者の自己負担(所得額に応じて減免)以外の費用は国と都道府県、市町村で賄う。厚生労働省によると、全国で8751人(2012年3月時点)が利用。地域社会での共生は障害者基本法でうたわれるが、自宅療養の環境が整わず利用できない人はもっといるとの指摘もある。

住まい選べない障害者 報酬低く、ヘルパー足りず

朝日新聞デジタル記事 2012年11月21日

[http://digital.asahi.com/articles/TKY201211200804.html?ref=comkiji\\_txt\\_end\\_s\\_kjid\\_TKY201211200804](http://digital.asahi.com/articles/TKY201211200804.html?ref=comkiji_txt_end_s_kjid_TKY201211200804)

住まい選べない障害者 報酬低く、ヘルパー足りず



🔍 ひっそりとした病室で過ごす高橋さん。会えなくなった和歌山の友達とはパソコンのメールでやり取りする

■自治体側の国への要望例 (朝日新聞アンケートから)

自治体名	要望の内容
船橋市 (千葉県)	生存に必要なサービスは全国どこでも必要なだけ提供されるべきだ。国の財政的支援が必要
福岡市	国の負担の水準を引き上げるよう要望しているが、実現せず苦慮している
盛岡市	国庫負担基準を廃止し、全額を国の負担にしてほしい

🔍 自治体側の国への要望例

■重度訪問介護の足元:下

【久永隆一】筋肉が萎縮して動かせなくなる難病「筋ジストロフィー」を患う高橋雅之さん(50)は、ヘルパーが見つからず和歌山市の実家での一人暮らしがかなわない。西日本の病院での入院はもう1年半。「犯罪者でもないのに、住む場所を自分で選べないなんて」。ベッドの上でほぼ24時間過ごす生活に、いら立ちを募らせる。

高橋さんのような重い身体障害のある人にヘルパーが見つからないのはなぜなのか。

重度訪問介護を中心とした介護事業所を東京都内で経営する山田康子さん(43)は「いわゆる『もうかる仕事』ではないので、やりたがるところは少ないと思います」と率直に語る。

山田さんの事業所には5人の利用者がいる。ヘルパーは山田さんのほか4人で、経営はギリギリだ。

今年8月の収支はこうだ。重度訪問介護による報酬は約113万円。ほかの福祉サービスによる報酬約40万円と合わせ、計150万円余りが収入。支出は、山田さんを含め5人の人件費で125万円余り。さらに事業所の家賃や光熱費をひくと、手元にお金がほとんど残らない。

事務員を雇う余裕はなく、山田さんは残業が日課だ。「ヘルパーさんの給料は守りたい。報酬単価が変わらない限り、今の経営を続けるしかない」と苦笑する。

「報酬単価」とは、障害者自立支援法で提供される障害福祉サービスの「値段」のこと。事業所の収入にあたり、事前に決められている。

障害福祉サービスの中でも、重度訪問介護は単価が低い。例えば、ヘルパーが「2時間半以上3時間未満」のサービスを提供した場合。入浴や食事の介助をする「身体介護」は833単位(1単位=10円が基本)だが、身の回りの世話に加え、見守りや移動の手伝いをする重度訪問介護は542単位(同)が基本価格。厚生労働省は「短時間の利用を想定する身体介護の場合はヘルパーが1日に複数の場所に移動する。その分、交通費も含めコストがかかるので単価が高い」と説明する。

朝日新聞が9月、全国の政令指定市、中核市、県庁所在市、東京23区に実施したアンケートや取材でも「報酬が低いため、引き受ける事業所が少ない」(神奈川県横須賀市)、「利用したいという相談はいたのだが、肝心のヘルパーが見つからず、利用に至らない」(埼玉県川越市)といった答えがあった。

日本社会事業大学の佐藤久夫教授は「身体障害者介護は低収入のヘルパーがいて成り立っている面がある。報酬単価を改定した上で、一定割合は人件費にあてる仕組みを考えてはどうか」と提案する。

## ■自治体の財政力で違い

ヘルパー派遣に地域差が出るもうひとつの背景は、派遣時間を増やすたびに市町村の負担が増える仕組みだ。

重度訪問介護を含む訪問サービスの費用は国も負担するが、青天井ではない。

障害の重さごとにサービスの「国庫負担基準」という水準があり、その上限までは国が2分の1、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1を負担する。例えば、障害が最も重い区分6の人への重度訪問介護では、最高で月約44万円(1単位=10円で単純計算)が国庫負担基準の上限だ。

基準を超えた分は原則、市町村の持ち出しになる。「財政力の大小が、支給時間の長短に反映される。今の時代、財源は限られている」。関東地方の指定市の担当者は解説する。

国も市町村の負担軽減策を打ち出す。一定割合の利用者がいる市町村で基準を超えた分について、2分の1を国、4分の1を都道府県が補助する事業を今年から設けた(政令指定都市と中核市は対象外)。だが、申請は負担が生じる都道府県の裁量だ。

朝日新聞の自治体アンケートでは国の負担割合の引き上げを求める自治体もあった。政府の障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会がまとめた提言(2011年)でも現行の仕組みを抜本的に見直すよう求めている。厚生労働省の資料では、重度訪問介護にかけた国や県、市町村の費用の合計は10年度で約436億円となる。

明治学院大学の茨木尚子教授(障害者福祉論)によると、日本の障害者福祉予算(07年)の国内総生産(GDP)比は約0.2%(約1兆1100億円に相当)。「経済協力開発機構(OECD)加盟国の平均は約0.4%。日本は共生社会をうたうが、障害者にやさしい国とはとても言えない」と指摘する。「最小限の水準

まで市町村も負担するが、それ以上はすべて国が負担したら、少なくとも財政力の差による格差は生じにくくなる」

高橋さんは和歌山に戻るため、近く市との話し合いを始める。「健常者と同じように人間らしい暮らしがしたいだけなんです。いけないことですか？」